

**サツマイモ種苗の生産・流通等実態調査に係る業務委託
企画提案（プロポーザル）募集要項**

1 業務名

サツマイモ種苗の生産・流通等実態調査に係る業務

2 委託業務の内容

「サツマイモ種苗の生産・流通等実態調査に係る業務委託仕様書」のとおり

3 業務の実施方法

企画・提案を募集し、審査・選考を経て1者を決定し、業務を委託します。

4 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 千葉県物品等入札参加業者適格者名簿に委託業者として登録され、又はこの募集要項で定める企画提案書の提出期限日までに登録される見込みであること。
- (3) 募集開始の日から契約の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれていないこと。
- (5) 審査・選考を行う選考審査委員会（以下「委員会」という。）の委員ではないこと。また、当該委員が自ら主宰し、役員や顧問もしくは構成員として関係する法人及びその他の組織に所属するものではないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 質問の受付及び回答

本件に関する質問は、電子メールにて受け付けます。なお、未到着等の事故を防ぐため電子メール送信後、必ず電話で到着確認を行ってください。質問及び回答については、令和8年8月7日（金）に千葉県ホームページで公開します。

期 間：令和8年8月4日（火）午後5時まで

連絡先：千葉県農林水産部環境農業推進課 肥料・農薬班

電子メール：shokubo@mz.pref.chiba.lg.jp

電 話 番 号：043-223-2888

※提案の状況、本プロポーザルを審査する委員会の委員名等に関する質問は受け付けませ

ん。

6 応募方法及び期限

本業務への応募は、「応募申出書の提出」と「企画提案書類」の2段階の手続きが必要です。

(1) 応募申出書の提出

本業務に応募する意向のある団体は、応募申出書（様式第1号）を電子メールにて、令和8年8月7日（金）午後5時までに提出してください。なお、提出後、電話にて到着確認を行ってください。応募申出書を提出しない場合、本業務への応募はできません。

提出先：千葉県 農林水産部 環境農業推進課 肥料・農薬班

電子メール：shokubo@mz.pref.chiba.lg.jp

※ 応募申出書を提出した場合でも、応募のキャンセルは可能です。

(2) 企画提案書類の提出

提出期限：令和8年8月20日（木）午後3時（必着）

※ 締切を過ぎた場合は受付できませんので、時間に余裕を持って提出いただきますようお願いします。

(3) 提出方法

持参又は郵送による提出。

ア 持参の際は、上記締切までの期間内（土、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（受付最終日は午後3時まで）に提出してください。

イ 郵送する場合は、送付・受取を明確にする手段で送付してください。

(4) 提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎17階

千葉県 農林水産部 環境農業推進課 肥料・農薬班

(5) 応募書類等

以下の書類を正本1部、副本8部（コピー可）を提出してください。（正本・副本とも押印不要）

なお、キについては、正本1部のみの提出でも構いません。

また、各様式は、A4版の横書きとし、日本語で記載をしてください。

ア 企画提案書（様式第2号）

イ 団体に関する概要及び実績書（様式第3号）

- ・業務概要・成果等を明確に示した類似業務実績を3件以内で記載してください。

- ・概ね3年以内の実績を示してください。

- ・記載する内容は、千葉県及び千葉県に關係する団体からの受注に限らない。

ウ 企画提案説明書（任意様式）

各業務の実施内容（仕様書に対する内容）を網羅し、明確かつ具体的に分かる資料としてください。以下の項目を必ず盛り込んでください。

（ア）アンケート調査対象の整理において、情報収集の方法及び生産・流通の段階別の分類方法について記載してください。

（イ）アンケート調査の具体的な実施方法、調査票の内容、回収率を高めるための創意工夫について記載してください。また、調査のねらいからアンケート対象の整理、取りまとめまでの調査の一連について、設計の考え方がわかるように提案してください。

エ ウを実施する上での業務スケジュール（様式第4号）

- ・作業の進め方、スケジュール案を明記してください。

オ ウを実施する上での業務実施体制（様式第5号）

- ・以下の事項を必ず記載してください。
 - ①本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者、スタッフ数等
 - ②主従事者の氏名、所属、本業務上の役割、経験年数、過去の主な実績等

カ 経費見積書（様式第6号）

- ・本委託業務に必要な全ての費用を算定し計上してください。
- ・業務ごとに詳細な内訳を記載してください。
- ・課税業者、非課税業者を問わず、税込金額を記載してください。

キ その他必要添付資料

- ・以下の資料を添付してください。
 - ①定款、寄附行為又はこれらに相当するもの
 - ②直近2事業年度の事業報告書

ク 提案に当たって留意事項

提案内容は、採用された場合に、受託者が責任をもって確実に実現できるものを提案すること。

7 選考方法

- （1）県が設置する委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、最優秀提案者を委託先候補に選定します。
- （2）応募資格を有する企画提案者の数が5者以上の場合、事務局が書面による事前審査を実施し、（1）の委員会に参加する4者程度を選定する場合があります。
- （3）選考審査委員会は、令和8年8月下旬に実施します。なお、実施の詳細については、企画提案者に別途通知します。

- ・発表時間 プレゼンテーション15分（パワーポイント可）質疑応答10分程度
- ・発表資料 パワーポイントデータ及びプリントアウト9部を発表当日に持参し提出
- ・発表人数 4名以内

（4）評価項目・評価基準

審査に当たっては、下表により総合的に評価します。

評価項目	評価基準
業務内容の理解	提案内容が、本事業の趣旨を十分に理解した上で、仕様書に沿ったものとなっているか。
企画提案	生産・流通構造を整理し、サツマイモ基腐病に対する予防対策啓発や発生時における追跡性向上に資する内容となっているか。
	アンケート調査の実施方法、調査票の内容、回収率を高めるための創意工夫に係る提案は、具体的かつ合理的であり、成果が期待できる内容となっているか。
	調査結果がわかりやすくまとめられるとともに、的確な分析が伴った報告書が期待できる内容となっているか。
業務遂行能力	本業務を実施するために十分な体制・連携が確保されているか。

	スケジュールが明確で、確実に実施できるように組み立てられているか。
	業務を行う上で必要な専門知識・技術を有しているか。類似事業や業務の実施経験は豊富か。
経費の 妥当性	見積書に所要経費、算定根拠が明確に示されていて、経費の支出に合理的な内容であるか。
	費用対効果に十分配慮した経費となっているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果は速やかに各提案者に文書で通知します。なお、選考結果についての異議は受け付けません。

8 提案の無効に関する事項

次の記載事項に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 本要項に適合しない書類を作成し、提出したとき。
- (4) 虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (6) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (7) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (8) 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- (9) 見積書記載の金額が9（3）委託料の上限額を上回るとき。
- (10) 第三者の有する著作権、意匠権その他知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認められるとき。
- (11) 委員会を欠席したとき。
- (12) 上に掲げるもののほか、提出書類の記載不備等により県が無効であると判断したとき。

9 委託契約

選定により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結します。なお、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次に評価の高い提案者と協議を開始することとします。

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

ただし、県が業務を継続することが適当でないと認めるときは契約を解除することがあります。

(2) 契約にあたっての留意事項

ア 契約に係り、選定した企画案をそのまま承るものではなく、協議の上、必要に応じて内容の一部を変更する場合があるので御留意ください。（仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書については委託候補者決定後、協議の上、県が作成します。）

イ 業務の全部を第三者に再委託することは不可とします。また、業務の一部の再委託に

については、委託者の承諾を得ずに第三者に再委託することは不可とします。

(3) 委託料

委託料の上限 3, 9 9 9, 6 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

上記には本事業に要する一切の費用を含みます。

委託料の支払いは、全ての業務の履行後を原則とします。

10 その他

(1) 企画提案関係

ア 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とします。

イ やむを得ない事情等により、募集や審査等を中止する場合があります。その場合において、県は本業務の委託契約は行わず、企画提案等の際に生じた損益・損害に対して一切負担しません。

ウ 提出された書類等は返却しません。

エ 提出された応募書類は必要に応じて複写します。なお、使用は県庁内及び委員会での検討に限ります。

オ 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成 1 2 年千葉県条例第 6 5 号）に基づき開示する場合があります。

(2) 契約関係

ア 委託費の支払いについては、原則として精算払いとします。

イ 契約保証金については、千葉県財務規則（昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号の 2）第 9 9 条の規定によるものとします。

ウ 本業務の委託費によって備品等の財産を取得することは原則として認めません。業務実施に必要な備品等は極力リースやレンタルで対応することとし、やむを得ず財産を取得する場合は、県と協議することとします。

エ 本業務で得た成果品については、全て県に帰属します。

オ 本業務を遂行する上で知り得た情報については、県の承認を得ることなく第三者に漏らしてはいけません。

11 問い合わせ先

千葉県農林水産部環境農業推進課 肥料・農薬班

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号 043-223-2888

FAX 043-201-2623

電子メール shokubo@mz.pref.chiba.lg.jp